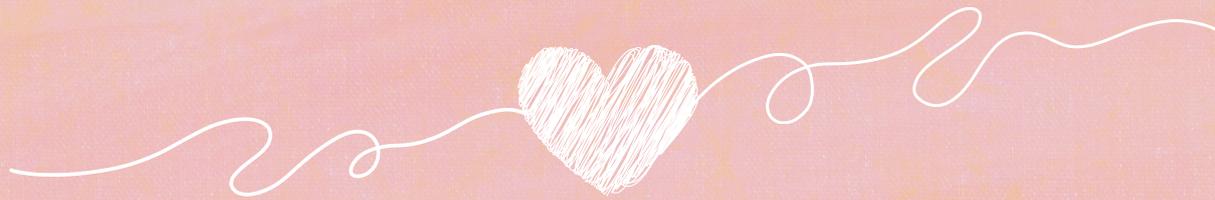


障がいのある方もない方も共に 生きる地域の実現を目指して



加茂市自立支援協議会【啓発・研修プロジェクト】

申込期限
2/2(金)

～あらためて学ぶ「障害者差別解消法」～

合理的配慮とは

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、これまでは行政機関等に義務とされていた障がいのある方への合理的配慮の提供が、民間事業者にも義務化されます。障がいを理由とする差別をなくし、共生社会を目指そうという国を挙げての取組が広がる今、加茂市でも、地域での障がい福祉に関わる方や民間事業者の方を中心に、障害者差別解消法の核となる「合理的配慮」についてあらためて学び、理解を深める機会として、このたびの講演会を企画いたしました。



講師 西村 愛 さん

新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 准教授

<主な研究テーマ> ●合理的配慮 ●知的障害者の地域生活支援
●知的障害者の親亡きあと問題解決に向けた家族支援 ●障害学生支援

日程

2月8日(木) 14時～15時30分

<受付開始> 13時30分～

会場

加茂市産業センター ホール

所在地:加茂市幸町2丁目2-4 / TEL:0256-53-3450

参加

2月2日(金) 迄に下記事務局へお申し込みください。

(お名前/連絡先/ご所属をお知らせください)

※手話通訳・要約筆記など配慮の必要な方はお申し出ください。

お申し込み・お問い合わせ

事務局 (加茂市役所1F/健康福祉課 障がい支援係内)

TEL:0256-52-0080(代) 内線177 [電話・窓口受付:平日8時30分～17時迄]

Email: fukushi@city.kamo.niigata.jp



申し込みフォーム

主催: 加茂市自立支援協議会 / 共催: 加茂市・加茂商工会議所